

【未定稿】

(案)

薬生発●●第●号
令和2年●月●日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）の実施について

標記事業について、別紙「令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）実施要綱

第1 目的

薬局の地域連携等の機能強化を推進するため、令和元年12月4日に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「改正医薬品医療機器等法」という。）において、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（以下「認定薬局」という。）の認定制度が新たに位置付けられた。

改正医薬品医療機器等法による当該認定制度の施行に向けて、地域において求められる認定薬局の整備を推進するため、認定薬局整備支援事業（以下「本事業」という。）では、認定薬局において求められる医療機関等との連携体制構築のための取組等を支援することを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業の一部を再委託することができる。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

（1）事業の実施体制

事業実施者である都道府県が中心となり、上記目的及び（2）の内容を参考に、地域の実情に応じた事業の具体的な内容について実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

（2）内容

事業実施者は、地域において求められる認定薬局の整備を推進するために、地域の実情を踏まえ、薬局の機能強化や医療機関等との連携体制構築等

による認定薬局の普及に向けた事業を行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の①から④までの事業メニューのうち、2つ以上のメニューを実施すること。

前年度に「地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業」を実施した都道府県については、当該調査結果や都道府県内の実情等も考慮すること。

事業の実施に際しては、特定の地域や特定の薬局・医療機関のみの取組に限定せず、認定薬局の普及に資するよう、都道府県内で広く取組を実施することを検討すること。

また、医師をはじめとする他の医療従事者多職種（歯科医師、看護師、介護職員、管理栄養士、理学／作業療法士等）、他機関との連携協議体等の場を作り、地域の自治体、薬剤師会のみならず、医師会、歯科医師会等の関係団体とも協力しながら実施すること。

①薬剤師による情報提供（医療機関等との連携体制の構築）及び薬学的知見に基づく指導の強化のための仕組みづくり

（事業例）

- 薬剤師が患者の服薬状況・副作用等の発現状況等について把握し、かかりつけ医をはじめとする多職種（訪問看護師、介護支援相談員、地域包括支援センターの職員、管理栄養士等）と情報連携を実施する手法を検討する取組
- 疾患名や検査値等の患者情報を医療機関と薬局が共有し、医療機関等との連携による薬学的管理を行う取組 等

②入退院時など患者が療養環境を移行した場合に、薬局が医療機関等の関係機関と連携し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供するための仕組みづくり

（事業例）

- 患者の入退院時に薬局と医療機関が患者情報を共有し、継続的な薬学的管理を実施する取組（入院時に薬局から医療機関に対して患者の持参薬等の情報を提供、退院時カンファレンスへの参加等）

③薬局の在宅医療への対応を推進する取組

(事業例)

- 在宅に移行する患者について医療機関と薬局が効果的に連携するためのマニュアル等を作成し、実践する取組
- 地域の実情を踏まえて医療機関等と連携し、地域に必要な在宅医療を提供するための体制を構築する取組
- 在宅医療を実施する薬局・薬剤師のスキルアップのための実地訪問研修を行う取組 等

④がん薬物療法を受けている患者に対する専門的な薬学的管理を行うための薬局機能強化の取組

(事業例)

- がん薬物療法を受けている患者に対し、高い専門性に基づく薬学的管理や特殊な調剤を実施できるよう、がん等の専門的な医療機関との連携による実地研修等を行う取組
- 患者の療養環境の変化に応じて、高度薬学管理機能を持つ薬局とかかりつけ薬剤師・薬局において必要な患者の服薬情報を共有して連携するための取組
- がんの専門的な薬物療法を行う医療機関と治療方針等を共有するための研修の実施
- がんの薬物療法を受けている患者に対する専門的な薬学的管理を行っている薬局が、地域の薬局と専門的な薬物療法等について情報共有するための研修の実施 等

(3) 本事業の実施の周知

本事業の実施にあたっては、認定薬局に求められる役割や機能とともに、医療機関等との連携体制を構築するための取組の成果について、地域の複数の多職種、他機関、関連市町村等とも連携し、地域の広報誌、ホームページ等を十分に活用して周知すること。

また、必要に応じて各種の報道機関等に対しても資料を提供すること等により協力を求め、地域住民等に対しても本事業を周知すること。

(4) 本事業の実施の成果の把握

本事業の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定し、事業の内容に応じた取組の成果を把握し、薬局における取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること。また、評価指標については、説明会や研修等の開催や参加人数のみとせず、患者の行動や医学・薬学的な評価等を把握するようにすること。

【評価指標例】

- ・医療機関等との連携による情報連携の事例数
- ・医師をはじめとする多職種や他機関との情報連携数
- ・地域で在宅に取組む薬局数
- ・地域ケア会議等への参加や地域の医療提供施設との共同研修数 等

(5) 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び実施成果等

年度途中（10月末日途）に、厚生労働省が定める様式により中間報告書を作成し、提出すること。

また、本事業の実施後、事業の内容、地域の現状や課題、課題に対する今後の方策等の検討内容を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

事業を実施する中で把握された地域の課題等については、改善策についても検討し、今後の方向性等も示すようにすること。

なお、取組の成果については、特定の地域や特定の薬局・医療機関のみの成果を記載するだけでなく、取組内容を都道府県内に広く周知し認定薬局を普及させる観点から、成果の普及のための具体的スケジュール等についても盛り込むこと。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

- (1) 本事業は、患者のための薬局ビジョン（平成27年10月23日厚生労働省公表）、改正医薬品医療機器等法の内容を踏まえた事業を実施すること。また、単に形式的な窓口の設置、各事業に関する研修会の実施及び啓発資料の配布のみの事業とならないよう、地域における課題を踏まえた実効性のある取組を行うこと。

- (2) 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。
- (3) 本事業は、従前に行われているような取組ではなく、地域において先行的な取組などのモデルとなる事業を実施することを求めるものであるため、在宅業務、残薬管理、電子版お薬手帳等の既に調剤報酬で評価されている業務に関する事業を行う場合は、単にその地域でこれらの取組が実施されていないことを理由にするのではなく、既存の業務を実施する際の課題、本事業により当該課題にどのように対応するのか等を具体的に明記すること。
- (4) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。
- (5) かかりつけ薬剤師・薬局を推進する取組等について情報共有等を促すため、地域ブロックごとの協議会を年1回程度開催する予定であるため、参加及び協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和2年度地域における認定薬局整備支援事業委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (5) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和2年●月●日より適用する。

【未定稿】

(案)

事務連絡
令和2年〇月〇日

都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）について

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度の予算事業として、認定薬局整備支援事業（以下「本事業」という。）を行う予定であり、本日、「令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）の実施について」（令和2年●月●日付け薬生発●●第●号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において「令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）実施要綱（以下「実施要綱」という。）」を示したところです。つきましては、下記に従い、期限内に事業応募書等の提出をお願いいたします。

なお、御不明な点等がございましたら、【提出先・照会先】まで御照会下さい。

記

1. 提出書類等

(1) 提出書類、部数及び提出方法

書面により、以下のア～オを各1部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者へ提出してください（郵送）。

また、ア～オの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事業内容担当者へ提出してください（メール）。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～オのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 認定薬局整備支援事業実施計画書（案）

ウ 認定薬局整備支援事業積算内訳書（案）

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、都道府県名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

(2) 提出期限

令和2年3月25日(水)正午 必着

2. 交付予定額

以下の金額を目安に、認定薬局整備支援事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき決定された金額を交付します。

3,400千円

3. 応募事業の審査

本事業の採択については、当省に設置する令和2年度認定薬局整備支援事業選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、8事業実施者を目安として採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(1) 審査手順

ア 書類審査

審査委員会により、3.(2)の審査項目に基づき書類審査を実施します(提出書類については、1.(1)の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。)

イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、都道府県に対してヒアリング審査を実施します。

ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

(2) 審査項目

以下のア～ウの事項について、総合的に優れている事業を採択します。

ア 応募者の実施体制

- ・ 事業の実施主体として、認定薬局の普及に向けた取組を実施するための体制を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 医師をはじめとする多職種・他機関との連携協議体等の場を具体的に示しているか。
- ・ 「令和元年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検

討事業」に採択された都道府県においては、当該事業による調査結果等も考慮しているか。

イ 実施予定の事業内容

- ・ 「患者のための薬局ビジョン」等の厚生労働省の施策や、令和元年12月4日に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「改正医薬品医療機器等法」という。）により新たに位置づけられた認定薬局の趣旨に沿う内容となっているか。
- ・ 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ・ 特定の地域や特定の薬局・医療機関のみの取組に限定せず、都道府県内へ広く事業の取組・成果を展開する内容が含まれているか。
- ・ 実施要綱の第3の1（2）で示した①から④までの事業メニューのうち、2つ以上のメニューを実施する内容となっているか。
- ・ 事業の効果を評価できる指標を明確かつ具体的に示しているか。

ウ 事業の周知方法及び成果等

- ・ 認定薬局に期待される機能（※）、医療機関等との連携体制を構築するための取組の成果等について、都道府県内に広く周知する方法を明確かつ具体的に示しているか。

※ 地域連携薬局：

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

専門医療機関連携薬局：

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

（3）審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、応募した都道府県に対して速やかに通知する予定です。なお、本審査による採択については、予算が成立しなかった際は無効となります。

4. 留意事項

- （1）本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱（案）及び実施要綱を参照してください。
- （2）積算内訳書（案）について、「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上することができます。

また、計上する場合には、個別の品目名を記載してください。

- (3) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合がありますので、可能な範囲で詳細に記載すること。
- (4) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。
- (5) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

5. 今後のスケジュール（案）

3月下旬 各都道府県からの提出締切

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、令和2年3月13日（金）までに事業内容担当宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

4月下旬 国において審査、採択・不採択の連絡

5月下旬 国から基準額通知の発出（内示）

※当該通知発出日以降に、事業の開始が可能となります。

6月下旬 交付申請書の締切

9月下旬 交付決定

【提出先・照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

手続担当：久保田（内線 4213）kubota-takeshi@mhlw.go.jp

事業内容担当：濱崎（内線 4212）hamasaki-noriyuki.qu3@mhlw.go.jp

【未定稿】

(案)

文 書 番 号
令和 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿

都道府県知事

印

令和2年度認定薬局等整備事業（認定薬局整備支援事業）応募書

認定薬局整備支援事業の応募にあたり、下記の関係書類を添えて提出します。

1. 認定薬局整備支援事業実施計画書（案）
2. 認定薬局整備支援事業積算内訳書（案）

記載欄の大きさは、適宜調整してください

認定薬局整備支援事業実施計画書（案）

■申請者

都道府県名	
所在地	
事業担当者の所属・氏名	
連絡先	
メールアドレス	

■実施予定内容

「実施事業名」、「実施予定の事業内容」、「実施スケジュール（予定）」、「審査項目への対応状況」を記載してください。

- ・「実施事業名」は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課が公表する可能性があることを留意してください。
- ・「実施事業名」は、事業名ではなく、事業で実施する内容がわかるようにしてください。
- ・「実施予定の事業内容」は、実施要綱を踏まえ記載して下さい。
- ・「実施スケジュール（予定）」は、事業の開始から終了までの予定を記載して下さい。
- ・「審査項目への対応状況」は、「実施予定の事業内容」に即して具体的にわかりやすく説明して下さい。

【実施事業名】

【実施予定の事業内容】

--

【実施スケジュール（予定）】

令和2年●月	●●事業のための調査実施
令和2年●月	●●連携会議
令和2年●月	●●を開始
令和2年●月	●●の結果を踏まえ、●●を開始
令和2年●月まで	●●を終了
令和3年●月まで	●●を終了（今後の実施予定にかかるスケジュール等を検討）

【審査項目への対応状況】

実施予定の事業について、下記項目に回答してください。

項目	実施予定の事業に関する回答
事業の実施主体として、認定薬局の普及に向けた取組みを実施するための体制を明確かつ具体的に示しているか。	
医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体等の場を具体的に示しているか。	
令和元年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業に採択された都道府県においては、当該事業による調査結果等も考慮しているか。	
「患者のための薬局ビジョン」等の厚生労働省の施策、改正医薬品医療機器等法により新たに位置づけられた認定薬局の趣旨に即しているか。	
実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。	
特定の地域や特定の薬局・医療機関のみの取組に限定するだけでなく、認定薬局の普及に資するよう、都道府県内での取組の横展開についても検討する内容が含まれているか。	
実施要綱第3の1（2）で示した①から④の事業メニューのうち、二つ以上のメニューを実施する内容となっているか。	
事業の効果を評価できる指標を明確かつ具体的に示しているか。	
認定薬局に期待される機能とともに、医療機関等との連携体制を構築するための取組の成果等について、どのように広く周知するかを明確かつ具体的に示しているか。	

■その他参考となる資料（事業内容がわかる資料（パワーポイント）等 10 枚以内

認定薬局整備支援事業積算内訳書（案）

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	
諸 謝 金		
旅 費		
備 品 費		
(※)		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
借 料 及 び 損 料		
会 議 費		
人 件 費		
雑 役 務 費		
委 託 費		
合 計		

※ 総事業費ではなく、交付予定額ベースで記載してください。

※※「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上できるものとします。また、計上するにあたっては、個別の品目名を記載してください。

※※※事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合がありますので、可能な範囲で詳細に記載すること。

